

九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金

対象 学校教育法に規定される小学校・中学校・高等学校・特別支援諸学校及び専修学校

対象事業 <九州佐賀国際空港から出発できる圏域>
九州佐賀国際空港発着便を利用した学校が主催する旅行・集团的宿泊的行事にかかる航空運賃及びバス借上費用の一部

<羽田空港から出発できる圏域>
羽田空港から出発できる圏域から九州佐賀国際空港発着便を利用し、かつ佐賀県内の観光地に1箇所以上立ち寄る、学校が主催する旅行・集团的宿泊的行事にかかる航空運賃及びバス借上費用の一部

補助金額
対象期間

概要を参照ください

修学旅行出発前の申請は不要です！

申請者
(学校)

九州佐賀国際空港活性化推進協議会
(佐賀県空港課内)

1

実績報告書兼交付申請

(修学旅行終了後30日以内に申請)

- ・修学旅行等補助金実績報告書兼交付申請書(様式1号)
- ・旅行の行程表
- ・団体搭乗証明書
- ・対象経費が確認できる請求書、領収書等の写し
上記必要書類を期限までに協議会へ提出

交付決定及び額の確定

(適正な申請書の提出を受けた日の翌日から起算して60日以内)

2

交付決定及び額の確定について(通知)を送付

3

交付請求

(請求書の提出)

額の確定通知に記載の文書番号等を記入の上、
修学旅行等補助金請求書(様式2号)を提出

補助金の振込

4

指定の口座に入金
委任状提出の場合は、委任状に記載の口座に入金

詳しくは、以下のお問合せ先までお気軽にご連絡ください。

【お問合せ先】九州佐賀国際空港活性化推進協議会事務局(佐賀県空港課内)
TEL: 0952-25-7104 Mail: kuukou@pref.saga.lg.jp